ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

Web版

- **いつでもホームページから閲覧できます**
- **検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます**
- **文字を拡大して閲覧できます**

Web版の閲覧方法

右記のコードから簡単にアクセス

スマートフォンなどから読み取り、アクセスしてください。

ホームページからアクセス

1. 第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）にアクセスし、**「ご契約者向けサービス・お手続き」**をクリック
2. **「Web版 ご契約のしおり・約款」**をクリック
3. 検索番号**「05201」**を指定し、**検索する**をクリック

＊冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

野村證券株式会社（募集代理店）では、複数の保険会社の商品を取り扱っています。
ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格をもった社員にお問い合わせください。

＊保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

［引受保険会社］

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年4月版

㊎B25F5468（2026.02.06）F8370-02 '26年3月作成 ラ

［募集代理店］

野村證券株式会社

取扱者（生命保険募集人）

No.39773/26.04

契約締結前交付書面

2026年4月版

特に重要なお知らせ
（契約概要・注意喚起情報）

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

第一フロンティア 生存給付金付終身（円建／外貨建）

生存給付金付終身保険（通貨指定型）

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

⚠ この書面は、ご契約前に必ずお読みください

●「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

●なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

●この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、保険金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

［引受保険会社］
第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

［募集代理店］
野村證券株式会社

契約概要

■この保険の正式名称は、「生存給付金付終身保険（通貨指定型）」です。

■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
生存給付金受取人に、契約者以外を指定	生前贈与プラン
生存給付金受取人に、契約者のみを指定	自分年金プラン
終身保障不担保特則を適用（終身保障倍率：0倍）	終身保障なし
加重平均指標金利	調整指標金利
加重平均指標金利の平均値	平均指標金利

■指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについては以下のとおりです

■商号　第一フロンティア生命保険株式会社

■住所　〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1　日比谷フォートタワー

■電話　0120-876-126

■ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

2 この保険の特徴については以下のとおりです

■この保険は、金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基づき生存給付金額などを定めるしくみの保険料一時払方式の生存給付金付終身保険です。

■通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。

■ご契約のお申込みの際に、終身保障倍率、生存給付金受取回数および指定生存給付金支払日を指定いただきます。（ご契約後、これらを変更することはできません。）

＊終身保障倍率とは、契約日における1回分の生存給付金額に対する終身保障の金額の倍率です。

指定通貨	終身保障（終身保障倍率）	生存給付金受取回数
外貨	なし	5回・7回・10回・15回・20回・25回・30回
	あり（1倍）	3回・5回・7回・10回
	あり（3倍）	5回・7回・10回
円	なし	5回～10回（1回きざみ）・15回・20回・25回・30回
	あり（1倍）	3回・5回・7回・10回
	あり（3倍）	5回・7回・10回

指定生存給付金支払日	
第1回	契約日から翌年の年単位の契約応当日までの間でご指定いただいた日
第2回以降	第1回の指定生存給付金支払日の毎年の年単位の応当日

■被保険者が死亡されたときは死亡保険金を、指定生存給付金支払日に被保険者が生存しているときは生存給付金をお支払いします。

■指定通貨建の「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」は、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

■積立利率保証期間は20年となり、満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とします。最終の更新日に設定された当社所定の利率は、以後終身にわたり適用されます。なお、更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率0.01%を下回りません。

■「終身保障なし」の場合、最終回の指定生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

＊「終身保障なし」の場合の積立利率保証期間は、生存給付金受取回数から1を差し引いた年数となり、更新しません。

■この保険は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。

3 この保険の費用・リスクについては以下のとおりです

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。なお、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。►P17～20

4 この保険のしくみについては以下のとおりです

終身保障なし **終身保障あり** お客さまのニーズに合わせた贈与プランが選択できます。

しくみ図(イメージ)

受取回数:10回(9年)、終身保障倍率:1倍、
第1回の指定生存給付金支払日:契約日を選択した場合

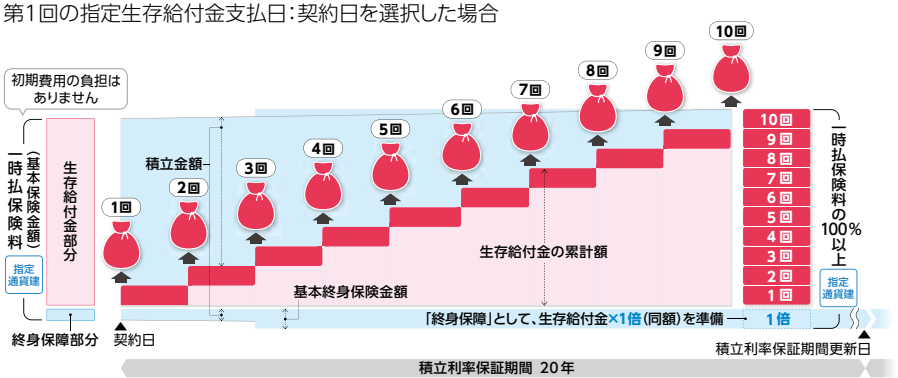

生存給付金のお受取り(外貨建の場合)

円貨への換算に適用するレートに為替手数料はかかりません
⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

＊死亡保険金額は水色部分が指定通貨建で保証されます。
＊上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。

MEMO

5 積立利率については以下のとおりです

■積立利率とは、積立金（一時払保険料をもとに積み立てるお金）に適用される利率のことで、一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

<計算式>

積立利率 ＝ （平均指標金利 ＋ 調整率） － 保険契約関係費率

<用語について>

積立利率	指定通貨、終身保障倍率、積立利率保証期間および生存給付金受取回数などに応じて、毎月1日と16日に設定されます。
平均指標金利	積立利率計算日（上記、積立利率が設定される日の直前3営業日前）に算出される、当社所定の期間（3日間）の調整指標金利（算出方法は下記の通り）の平均です。
指標金利	つぎの2つがあります。（►P6 の表もご参照ください） 指標金利①：指定通貨および積立利率保証期間に応じた指標金利 指標金利②：指定通貨および生存給付金受取回数に応じた指標金利
↓ 調整指標金利	指標金利①・②を、終身保障倍率および生存給付金受取回数で加重平均します。 調整指標金利 ＝ $\frac{\text{終身保障倍率} \times \text{指標金利①} + \text{生存給付金受取回数} \times \text{指標金利②}}{\text{終身保障倍率} + \text{生存給付金受取回数}}$
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル]－1.5%～＋1.0%　[豪ドル]－1.0%～＋1.5%　[円]－1.0%～＋1.0%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率です。

<積立利率の設定と適用イメージ>

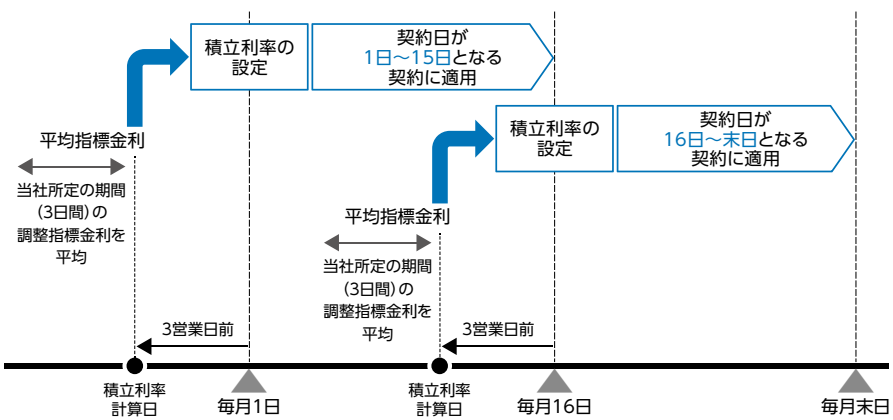

<指標金利>

指標金利①：指定通貨および積立利率保証期間に応じた指標金利

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	20年	残存期間10年および20年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
豪ドル	20年	豪ドル10年および20年の金利スワップレート※2を平均
円	20年	残存期間20年の日本国債の流通利回り

指標金利②：指定通貨および生存給付金受取回数に応じた指標金利

指定通貨	生存給付金受取回数	指標金利
米ドル	3・5・7回	残存期間3年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
	10回	残存期間5年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
	15回	残存期間5年および10年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
	20・25・30回	残存期間10年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
豪ドル	3・5・7回	豪ドル3年金利スワップレート※2
	10回	豪ドル5年金利スワップレート※2
	15回	豪ドル5年および10年の金利スワップレート※2を平均
	20・25回	豪ドル10年金利スワップレート※2
	30回	豪ドル10年および15年の金利スワップレート※2を平均
円	3・5・6・7回	残存期間3年の日本国債の流通利回り
	8・9・10回	残存期間5年の日本国債の流通利回り
	15回	残存期間5年および10年の日本国債の流通利回りを平均
	20・25回	残存期間10年の日本国債の流通利回り
	30回	残存期間10年および15年の日本国債の流通利回りを平均

※1 公債インデックスと社債インデックスの利回りを3：7の割合で加重平均したものです。
※2「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

■払込金額が、20万米ドル・30万豪ドル・3,000万円以上の場合、当社所定の利率を上乗せした積立利率を適用します。

＊ご契約時の金利情勢などによっては、上乗せが適用されない指定通貨、終身保障倍率、積立利率保証期間、生存給付金受取回数があります。
＊積立利率保証期間の更新後は、積立利率の上乗せは行いません。

6 保障内容については以下のとおりです

生存給付金

■指定生存給付金支払日に被保険者が生存している場合、生存給付金を生存給付金受取人にお支払いします。

■生存給付金額は、基本保険金額および契約日における積立利率などに基づき算出されます。

＊第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合、直前の契約(応当)日から指定生存給付金支払日までの間、生存給付金を当社所定の利率による利息をつけて積み立て(「生存給付金積立金」といいます)お支払いします。

■「生存給付金の円換算額上限設定特約」を付加した場合に限り、円貨の上限額を設定できます。►P12

死亡保険金

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■死亡保険金額は、以下の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額となります。

＊第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合で、被保険者が死亡した日に生存給付金積立金が積み立てられているときは、生存給付金積立金を加えた金額を死亡保険金としてお支払いします。

契約日から2年間	積立金額
契約日から2年経過以後、積立利率保証期間満了日まで	まだ受け取っていない生存給付金の合計額※1＋基本終身保険金額※2
積立利率保証期間更新後	基本終身保険金額※2 ＊積立利率保証期間更新日における積立利率が更新後最低保証積立利率を上回っているときは、更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算(増額)します。 (更新日における被保険者の性別・年齢によっては、増額されないことがあります。) ＊「終身保障なし」の場合、積立利率保証期間は更新しません。また、最終回の指定生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

※1 第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合で、生存給付金積立金が積み立てられているときは、1回分の生存給付金を除きます。

※2 終身保障の基準となる金額として契約日に定められる金額をいい、契約日における1回分の生存給付金額に終身保障倍率を乗じた金額となります。

死亡保険金、生存給付金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

●本商品は被保険者が指定生存給付金支払日に生存している場合に生存給付金を支払う商品性のため、被保険者の死亡後に生存給付金は支払われません。

●被保険者がお亡くなりになった際は、すみやかに第一フロンティア生命までお申出ください。

●被保険者がお亡くなりになった後にお申出がない場合など、生存給付金相当額が第一フロンティア生命より送金されてしまうことがあります。この場合、着金した生存給付金相当額を第一フロンティア生命にご返金いただくことになります。

7 この保険は無配当保険ですので、配当金はありません

8 ご契約のお取扱いについては以下のとおりです

基本保険金額（一時払保険料もしくは払込金額）

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。

最低

指定通貨で入金する場合

米ドル	豪ドル	円
30,000米ドル	30,000豪ドル	300万円※

「保険料円貨入金特約」を付加する場合

円
300万円

※円建の終身保障なしで受取回数5～9回の場合、700万円となります。
＊保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。

最高

20億円相当額※

※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。
＊同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。

保険期間

終身

生存給付金受取回数および契約年齢

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない受取回数、年齢性別、終身保障倍率があります。

〈契約年齢〉0～90歳　＊指定通貨、終身保障倍率および受取回数により異なります。

		終身保障倍率					
		米ドル建・豪ドル建			円建		
		なし	1倍	3倍	なし	1倍	3倍
受取回数	3回	—	0～90歳	—	—	0～90歳	—
	5回	0～90歳	0～90歳	0～90歳	76～90歳	0～90歳	0～90歳
	6回	—	—	—	76～90歳	—	—
	7回	0～90歳	0～90歳	0～90歳	76～90歳	0～90歳	0～90歳
	8・9回	—	—	—	76～90歳	—	—
	10回	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳
	15回	0～90歳	—	—	0～90歳	—	—
	20回	0～90歳	—	—	0～90歳	—	—
	25回	男性：0～85歳 女性：0～89歳	—	—	男性：0～85歳 女性：0～89歳	—	—
	30回	男性：0～80歳 女性：0～84歳	—	—	男性：0～80歳 女性：0～84歳	—	—

＊契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢です。

積立利率保証期間

終身保障なし	生存給付金受取回数から1を差し引いた年数
終身保障あり	20年

ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。
＊「終身保障なし」の場合、積立利率保証期間は更新しません。

生存給付金受取人

生前贈与プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定 ＊3名まで指定できます（ご契約後は6名まで指定できます）。ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、被保険者1名のみ指定可能です。
自分年金プラン	ご契約者

＊生存給付金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。
►P16

死亡保険金受取人

被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定
（複数名の指定可能）

保険料の払込方法

一時払のみ取り扱います。

「生存給付金の上限額」設定金額

10万円以上（1万円単位）
＊上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

解約

解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。

基本保険金額の変更

増額	取り扱いません。
減額	取り扱いません。

契約者貸付

取り扱いません。

＊法人契約のお取扱いはありません。

具体的なご契約の内容につきましては、お申込みの際、この「契約概要」と「契約申込書」にて必ずご確認ください。

〈生存給付金受取人を指定いただく際などの留意点〉

・原則として、海外に渡航中の方を指定することはできません。日本国内にお住まいの方をご指定ください。

・契約者は、必ず事前に、指定した生存給付金受取人に受取りについてご説明いただき、了承を得てください。
＊第1回の指定生存給付金支払日が契約日の場合、ご契約時に指定された生存給付金受取人に第1回の生存給付金をお支払いします。受取人の変更は、第1回の生存給付金のお支払い後にできます。

・ご契約のお申込みと同時にご請求がなかった場合、ご契約後に郵送する請求書を本人確認書類とともに生存給付金受取人より第一フロンティア生命へご提出いただくことでお手続きが完了します。

・生存給付金受取人に郵送する第1回の生存給付金の「手続き完了の通知」等については、法令に基づく本人確認のため、受取人のお住まいの住所へ「転送不要・簡易書留」で郵送する場合があります。受取人の住所は、申込書などに正確にご記入ください。

9 付加できる特約については以下のとおりです
（くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください）

保険料円貨入金特約

■保険料を円貨でお払い込みいただけます。

■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

＊着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

＊情報端末を利用したお申込み、または野村證券にて振込処理を行う場合、付加できません。

円貨支払特約 …生存給付金を円貨で受け取る場合は、▶P12をご参照ください。

■死亡保険金、解約返還金、特約年金（「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合）などを円貨で受け取ることができます。

■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。

■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

■円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。

年金支払移行特約

■契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。

■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。

■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年、10年から選択できます。

死亡給付金等の年金払特約

■死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

■死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。

■特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。

保険契約者代理特約 フロンティアのご家族安心サポート

■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。

■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。

■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。

■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

生存給付金の円換算額上限設定特約 …生存給付金を円貨で受け取る場合

■生存給付金（の円換算額）に上限額を設定し、生存給付金を円貨で受け取る場合に付加できます。

■上限額を超えた場合には、超えた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の生存給付金（の円換算額）が上限額を下回った場合に、生存給付金として上乗せしてお支払いすることができます。上乗せ後の金額が上限額以上となる場合は、超えた金額をそのまま繰り越します。

■繰越準備金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。

■最終回の生存給付金を支払うときに上限額を超えた場合、超えた金額を契約者にお支払いします（それまでの繰越準備金があれば合算します）。

■この特約は、生前贈与プランで複数の生存給付金受取人を指定する場合、すべての受取人に適用されます。

＊繰越準備金の次回以降の生存給付金への上乗せは、受取割合に応じて割り当てます。

■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません（特約の解約時に繰越準備金が積み立てられているときは、契約者にお支払いします）。

■円貨への換算に適用する為替レートは、指定生存給付金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

＊指定生存給付金支払日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。

■死亡保険金または解約返還金を（ 「円貨支払特約」を付加して）お受け取りになる場合、繰越準備金が積み立てられているときは、繰越準備金を加えた金額を死亡保険金または解約返還金としてお支払いします。

＊ 外貨でお受け取りになる場合は、第一フロンティア生命所定の為替レート（為替手数料はかかりません）で外貨に換算した繰越準備金を加えた金額をお支払いします。

生存給付金等の円貨支払特約 …生存給付金を円貨で受け取る場合

■生存給付金の円換算額に上限額を設定せずに、生存給付金を円貨で受け取る場合に付加できます。

■この特約は、生前贈与プランで複数の生存給付金受取人を指定する場合、すべての受取人に適用されます。

■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。

■円貨への換算に適用する為替レートは、指定生存給付金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

＊指定生存給付金支払日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。

10 解約返還金額については以下のとおりです

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \left[\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})\right] - \text{解約控除の額}$$

*第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合で、解約返還金計算日に生存給付金積立金が積み立てられているときは、生存給付金積立金を加えた金額を解約返還金としてお支払いします。

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約の際の指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「指標金利」が算出されます。

解約返還金額の増減のイメージ（解約控除前）

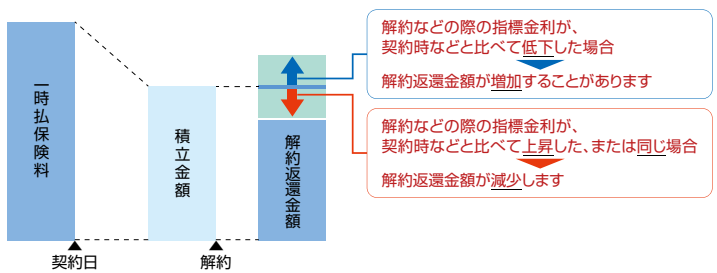

■市場価格調整率は、下記の市場価格調整率①・②を、「終身保障倍率」および「未到来の生存給付金支払日の回数」で加重平均して算出します。

$$\text{市場価格調整率} = \frac{\text{終身保障倍率} \times \text{市場価格調整率①} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数} \times \text{市場価格調整率②}}{\text{終身保障倍率} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数}}$$

*「生存給付金支払日」とは、契約日および契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日のことをいいます。ただし、生存給付金受取回数から1を差し引いた年数後の年単位の契約応当日を最終回とします。

$$\text{市場価格調整率①} = 1 - \left\{\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の指標金利①}}{1 + \text{解約返還金計算日の指標金利①} + 0.10\%※}\right\}^{\text{調整年数①}}$$

$$\text{市場価格調整率②} = 1 - \left\{\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の指標金利②}}{1 + \text{解約返還金計算日の指標金利②} + 0.10\%※}\right\}^{\text{調整年数②}}$$

*「適用されている積立利率の算出時の指標金利①・②」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利①・② ►P5・6 の当社所定の期間（3日間）の平均値とします。

*「解約返還金計算日の指標金利①・②」とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の更新日）とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利①・② ►P5・6 と同一条件の指標金利①・②の当社所定の期間（3日間）の平均値とします。

*「調整年数①」は積立利率保証期間とその満了日までの年数、「調整年数②」は生存給付金受取回数とその最終回までの年数に基づいて計算します。

※解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間および未到来の生存給付金支払日の回数に応じて一定率が控除されます。

〈積立金額に対して控除される率の例〉
契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の更新日）と解約返還金計算日に適用される指標金利①・② ►P5・6 が1.00%の場合

$$\text{積立金額に対して控除される率} = \frac{\text{終身保障倍率} \times \text{表①} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数} \times \text{表②}}{\text{終身保障倍率} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数}}$$

表①
・積立利率保証期間20年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.13%	1.08%	1.03%	0.99%	0.94%	0.89%	0.84%	0.79%	0.74%	0.69%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.64%	0.58%	0.51%	0.45%	0.38%	0.32%	0.26%	0.19%	0.13%	0.06%

表②
・生存給付金受取回数15回以上

未到来の生存給付金支払日の回数　*生存給付金支払日の翌日の率とします。									
29回	28回	27回	26回	25回	24回	23回	22回	21回	20回
0.92%	0.89%	0.85%	0.82%	0.79%	0.76%	0.73%	0.70%	0.67%	0.63%
19回	18回	17回	16回	15回	14回	13回	12回	11回	10回
0.60%	0.57%	0.54%	0.51%	0.48%	0.44%	0.41%	0.38%	0.35%	0.32%
9回	8回	7回	6回	5回	4回	3回	2回	1回	
0.29%	0.26%	0.22%	0.19%	0.16%	0.13%	0.10%	0.07%	0.03%	

・生存給付金受取回数14回以下

未到来の生存給付金支払日の回数　*生存給付金支払日の翌日の率とします。									
13回	12回	11回	10回	9回	8回	7回	6回	5回	4回
0.55%	0.51%	0.47%	0.43%	0.38%	0.34%	0.30%	0.26%	0.21%	0.17%
3回	2回	1回							
0.13%	0.09%	0.04%							

計算例　受取回数：10回、終身保障あり（終身保障倍率：3倍）、積立利率保証期間：20年の場合で、契約日から5年を経過した年単位の契約応当日の翌日（未到来の生存給付金支払日の回数は4回）に解約した場合

$$\text{積立金額に対して控除される率} = \frac{3 \times 0.89\% + 4 \times 0.17\%}{3+4} = 0.48\%$$

■「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合の特約年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。

■最終の積立利率保証期間更新日（▶P9をご参照ください）以後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 ＝ 基本保険金額 × 解約控除率（▶P17~19をご参照ください）

■解約控除率は指定通貨、終身保障および生存給付金受取回数によって異なります。
外貨建の場合は最大4.70%、円建の場合は最大2.40%から、経過年数ごとに低下していきます。

⚠
- ●市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」は一時払保険料を大きく下回ります。
- ●上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

11 為替相場の変動による影響については以下のとおりです

■くわしくは ▶P20をご参照ください。

為替の影響の例（米ドルの場合）

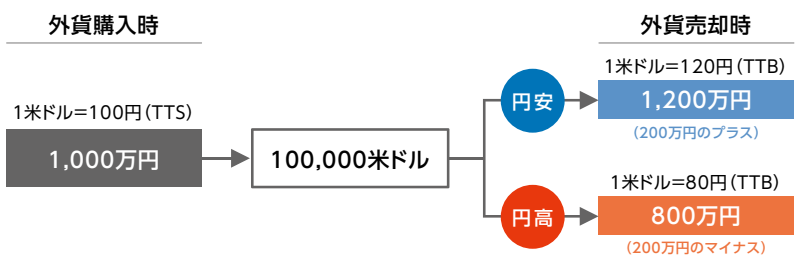

- ●TTS（対顧客電信売相場）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- ●TTB（対顧客電信買相場）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

＊為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

＊TTM（対顧客電信売買相場仲値）…TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の中間の値です。

12 お客さまに負担していただく費用があります

■くわしくは ▶P17~20をご参照ください。

【ご参考】受取人の指定範囲

生存給付金受取人は、契約者、被保険者、被保険者の「配偶者」または「3親等内の姻族・6親等内の血族」から指定できます。

「配偶者」または「3親等内の姻族・6親等内の血族」

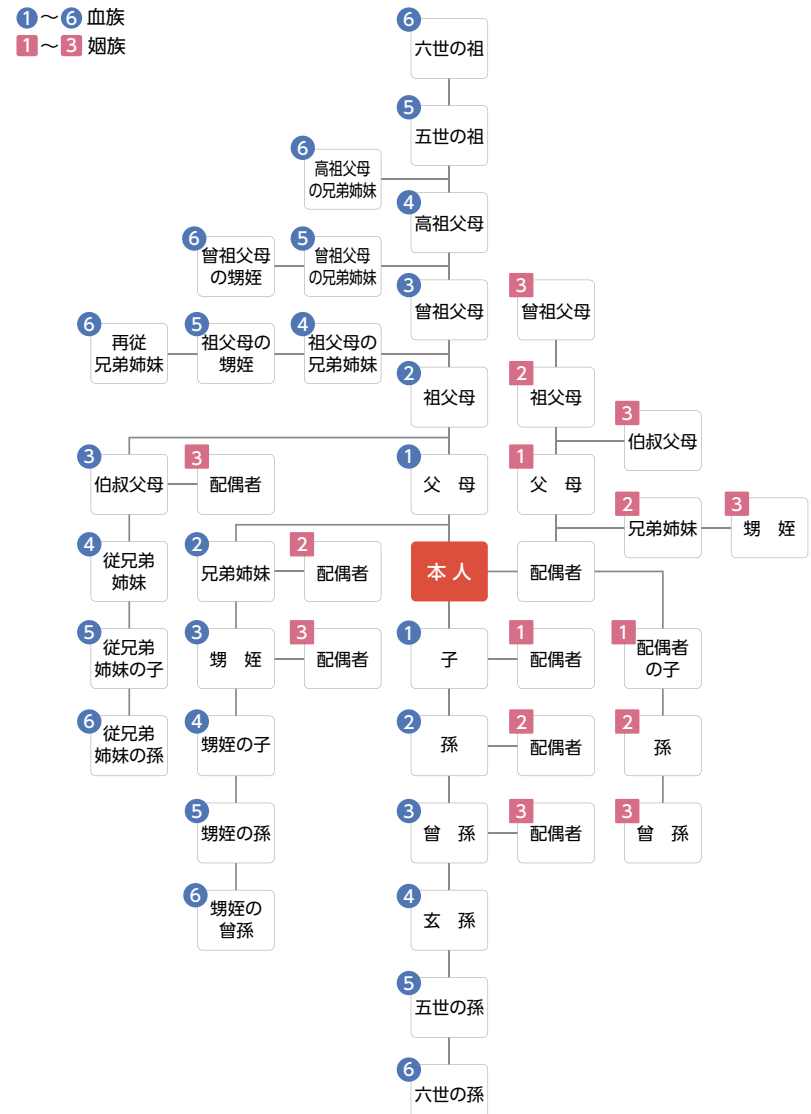

注意喚起情報

1 ⚠ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

＊上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

①ご契約を解約する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項　目	費　用	時　期
解約控除 ご契約の解約などの際に必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた解約控除率を 乗じた金額 （注）解約控除率は ►P18・19 参照	ご契約の解約などの際に控除します。

＊解約控除率は指定通貨、終身保障および生存給付金受取回数によって異なります。
外貨建の場合は最大4.70%、円建の場合は最大2.40%から、経過年数ごとに低下していきます。

►次ページへ

解約控除率　＊契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

<外貨建・終身保障なし>

生存給付金受取回数	経過年数				
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
5回	2.00%	1.13%	0.50%	0.13%	–
7回	3.00%	2.08%	1.33%	0.75%	0.33%
10回	4.70%	3.71%	2.84%	2.09%	1.45%
15・20・25・30回	4.70%	4.23%	3.76%	3.29%	2.82%
生存給付金受取回数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
5回	–	–	–	–	–
7回	0.08%	–	–	–	–
10回	0.93%	0.52%	0.23%	0.06%	–
15・20・25・30回	2.35%	1.88%	1.41%	0.94%	0.47%

<外貨建・終身保障あり（終身保障倍率1倍・3倍）>

生存給付金受取回数	経過年数				
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
3・5・7・10回	4.70%	4.23%	3.76%	3.29%	2.82%
生存給付金受取回数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
3・5・7・10回	2.35%	1.88%	1.41%	0.94%	0.47%

<円建・終身保障なし>

生存給付金受取回数	経過年数				
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
5回	1.35%	0.76%	0.34%	0.08%	–
6回	1.50%	0.96%	0.54%	0.24%	0.06%
7回	1.50%	1.04%	0.67%	0.38%	0.17%
8回	1.50%	1.10%	0.77%	0.49%	0.28%
9回	1.50%	1.15%	0.84%	0.59%	0.38%
10回	1.82%	1.44%	1.10%	0.81%	0.56%
15・20・25・30回	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
生存給付金受取回数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
5回	–	–	–	–	–
6回	–	–	–	–	–
7回	0.04%	–	–	–	–
8回	0.12%	0.03%	–	–	–
9回	0.21%	0.09%	0.02%	–	–
10回	0.36%	0.20%	0.09%	0.02%	–
15・20・25・30回	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%

►次ページへ

解約控除率 ＊契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

＜円建・終身保障あり（終身保障倍率1倍）＞

生存給付金受取回数	経過年数				
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
3・5・7・10回	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.20%
生存給付金受取回数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
3・5・7・10回	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

＜円建・終身保障あり（終身保障倍率3倍）＞

生存給付金受取回数	経過年数				
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
5・7・10回	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
生存給付金受取回数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
5・7・10回	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%

②「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項目	費用	時期
保険契約関係費（年金管理費）※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して1.0% （円貨で特約年金を受け取る場合は最大0.35%）	年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2026年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

►次ページへ

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」の為替レート	TTM＋50銭
「円貨支払特約」の為替レート	TTM－50銭
「生存給付金の円換算額上限設定特約」の為替レート	TTM（為替手数料はかかりません）
「生存給付金等の円貨支払特約」の為替レート	

＊上記の為替レートは、2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、金融機関への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、生存給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

＊上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

お客さまが負う投資リスクについて

市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金の振込処理を野村證券にて行った日※1のいずれか遅い日から起算して8日以内※2であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※3ができます。

※1 他金融機関経由の場合は、第一フロンティア生命に着金した日となります。
※2 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
※3 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。

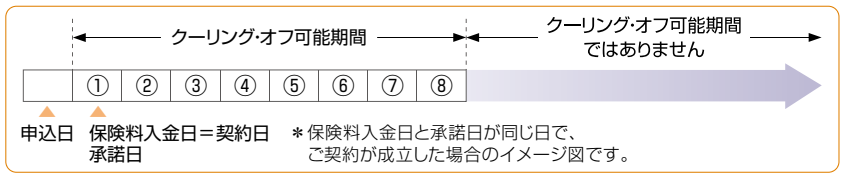

■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。

こちらから
アクセス

＊電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

＊書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎　＊フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567　○○県○○市××1-2-3　TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） ＊上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨） 申込番号または証券番号	申込番号：12-345-678901-23 ／ 証券番号：S1234-56789-01 ＊確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意） お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 ＊ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

送り先　〒141-8712　日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

＊外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

■したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※4	円貨※5
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※6	外貨※7

※4「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。
※5 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。
※6 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
※7 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料
②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料
④為替差損（益）

■すでに生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を当社へ全額返還いただきます。また、すでにお申込者などに生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いてお申込者などにお返しいたします。

■ご契約後の更新または内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

＊ご不明な点があれば、第一フロンティア生命までお問い合せください。

■募集代理店へお申出いただいても受付しておりません。

4 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

＊申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料を第一フロンティア生命が受け取った日）における積立利率となります

■積立利率は、毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

6 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

申込日　保険料入金日＝責任が開始される日＝契約日
　　承諾日

＊保険料入金日と承諾日が同じ日で、ご契約が成立した場合のイメージ図です。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡保険金・生存給付金をお支払いできない場合があります

■死亡保険金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）

■重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者または死亡保険金もしくは生存給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど）

■死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

①市場価格調整　②解約控除　③ 円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P13～15 をご参照ください。

9 この保険は、為替相場の変動による影響をうけます

■くわしくは ▶P20 をご参照ください。

なお、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」、「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合もあります。

10 保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL：03-3286-2820
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります（該当の場合のみご確認ください）

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

特に、現在加入している一時払終身保険を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方は、つぎの事項にご留意ください。

■一時払終身保険を解約した場合、解約返還金をお支払いし、ご契約は消滅しますので、死亡保険金のお支払いはありません。この場合、死亡保険金の最低保証は消滅します。

■一時払終身保険を解約した場合、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回る場合があります。

■一時払終身保険を減額した場合、一般的に死亡保険金が最低保証される額は減額されます。なお、減額した場合、減額せずにご契約を継続した場合にくらべて、死亡保険金額が少なくなります。

■解約控除適用期間のある一時払終身保険を解約控除適用期間中に解約する場合、契約日からの経過年数に応じた解約控除を積立金から控除した金額が解約返還金額となります。

■新たにお申込みされる保険契約は、解約されるご契約と商品内容などが異なる場合があります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。

*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

*「円貨支払特約」、「生存給付金の円換算額上限設定特約」または「生存給付金等の円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、生存給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
生存給付金	所得税(雑所得)となる場合	指定生存給付金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
死亡保険金	所得税(一時所得)となる場合	支払事由発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	相続税・贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
解約返還金	所得税(一時所得)となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	源泉分離課税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、生存給付金受取人・死亡保険金受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

保険期間中

■生存給付金受取時の課税

契約形態	課税の種類
契約者と生存給付金受取人が別人※1(生前贈与プラン)	贈与税
契約者と生存給付金受取人が同一人(自分年金プラン)	所得税(雑所得※2)+住民税

※1 最終回の生存給付金支払時にご契約者にお支払いする繰越準備金は、契約者と生存給付金受取人が別人のときは「所得税(一時所得※5)+住民税」の対象となります。ただし、「終身保障なしで、生存給付金受取回数が5回の場合」または「終身保障なしで、生存給付金受取回数が6回かつ第1回の指定生存給付金支払日を契約日とした場合」は、20%源泉分離課税※4となります。

※2 生存給付金額から必要経費※3を差し引いた金額が、課税対象となります。

※3 必要経費(「終身保障なし」の場合)は以下のとおり計算されます。

必要経費 ＝ 生存給付金額 × 必要経費率 $\left(=\frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金総額}}\right)$

*必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。

■解約時の差益に対する課税

	契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
終身保障なし	20%源泉分離課税※4	所得税(一時所得※5)+住民税
終身保障あり	所得税(一時所得※5)+住民税	

■死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※5)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※4 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※5 一時所得の課税

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 ＝ $\left(\text{収入(受取額)} - \text{必要経費} - \text{特別控除(50万円)}\right) \times \frac{1}{2}$

ご参考 **自分年金プラン、終身保障なし、生存給付金受取時の雑所得金額の計算例**

【例】一時払保険料の円換算額1,500万円、生存給付金の円換算額160万円、受取回数10回の場合

雑所得金額 ＝ 生存給付金額 － 必要経費
＝1,600,000円 － 1,504,000円
＝ 96,000円

必要経費 ＝1,600,000円 × 必要経費率 $\left(= \frac{1{,}500\text{万円}}{160\text{万円} \times 10\text{回}} \right)$
＝1,504,000円

$\frac{1{,}500\text{万円}}{160\text{万円} \times 10\text{回}} \rightarrow 0.94$

ご参考 **確定申告が不要となるケース**

・年金所得者

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。（公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

・給与所得者

給与所得者は以下の条件等に当てはまる場合、確定申告は必要ありません。

①給与等の収入金額が2,000万円以下
②給与所得および退職所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

＊①の金額が年金所得者は400万円以下、給与所得者は2,000万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
＊②の所得金額とは①以外の総収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。
＊住民税については、申告が必要となる場合があります。

14 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/）

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

15 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などで十分にご確認ください

16 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

・お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
・第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

MEMO

MEMO

お客さまからのお申出(苦情)事例のご紹介　～お申込　み前にご確認ください～

第一フロンティア生命と契約した覚えはない。

預金ではありません

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

一定期間経過すれば、解約しても元本が保証されると思った。

解約時の最低保証はありません

解約返還金額は、
①契約時費用・解約控除等の費用　②市場価格調整※　などの影響を受けます。
※市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。
＊解約返還金額について、くわしくは ►P13~15 をご参照ください。

〈上記②市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉

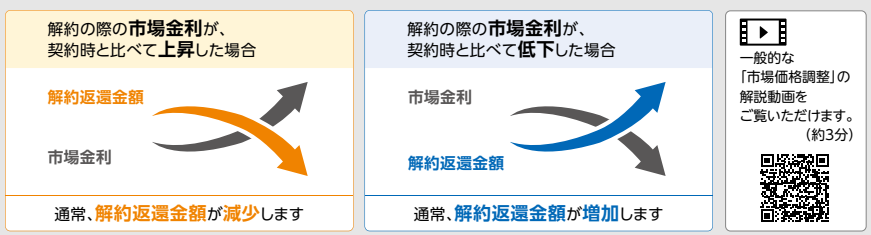

一般的な「市場価格調整」の解説動画をご覧いただけます。(約3分)

そのため、解約・減額した場合の受取金額は、指定通貨建で元本割れすることがあります。
また、最低保証はありません。

⚠ 円建のご契約でも、元本割れすることがあり、また最低保証はありません。

死亡保険金額や年金原資額、年金受取総額などは、円ベースで最低保証されると思った。

外貨建 為替リスクがあります

外貨建の契約の場合、為替レートの変動により、受取金額が円ベースで元本割れすることがあります。

〈為替の影響の例〉

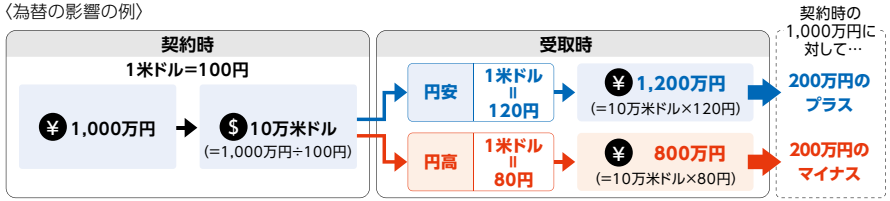

対象期間を勘違いしてしまい、クーリング・オフができなかった。

クーリング・オフは8日以内

お申込者またはご契約者は、
ご契約の申込日または一時払保険料充当金の振込処理を野村證券にて行った日※1のいずれか遅い日から起算して8日以内※2であれば、電磁的記録または書面によりクーリング・オフができます。

※1 他金融機関経由の場合は、第一フロンティア生命に着金した日となります。
※2 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

〈クーリング・オフ可能期間のイメージ〉

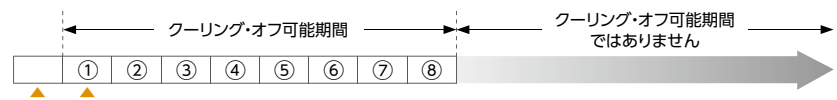

＊保険料入金日と承諾日が同じ日で、ご契約が成立した場合のイメージ図です。

＊クーリング・オフについて、くわしくは ►P21・22 をご参照ください。

現在の契約を解約し、新たに保険契約の申込みをしたが、また費用がかかるなんて聞いてなかった。

不利益が発生する可能性

ご契約中の保険契約を解約して再加入した場合、各種の費用等を再度負担していただくことになります。
このほかにもご契約を乗り換えると、
商品性などによりお客さまにさまざまな不利益が発生する可能性があります。

＊現在契約している生命保険を解約または減額し、新たに別の生命保険を契約することを「乗換え」といいます。

「乗換え」により不利益となる可能性のある主な事項

ご契約中の保険契約の解約に伴う不利益	新たな保険契約への加入についての不利益
・費用(解約控除等)の負担 ・新規契約成立までの保障の途切れ ・為替変動や市場価格調整等による解約返還金額の元本割れ ・定期支払金や配当の請求権の消失 など	・ご契約中の保険契約と比べて保険金額等が減少すること ・費用(契約時費用等)の再負担 ・市場環境(為替・金利など)の変化により、ご契約中の保険契約より契約条件が不利になること など

一般的な「生命保険の乗換えにおける注意事項」の解説動画をご覧いただけます。(約3分)

＊上記は不利益となる可能性のある主な事項を記載したものであり、実際に不利益となるすべての事項を記載しているわけではありません。

ご不明な点等ございましたら、お申込みの前に、生命保険募集人にご確認ください。